

令和7年4月

建築主の皆様へ

建築計画概要書の記入方法の統一について

平素は、京都市の建築行政に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

建築計画概要書につきましては、これまでも皆様の御協力により、一般市民の閲覧に供するものとして、記載内容や表現方法等の統一を図ってまいりましたが、今般、さらなる市民サービス向上のため、再度記入方法の周知に努めてまいることとなりました。

つきましては、別紙のとおり建築計画概要書の記入方法について注意事項をとりまとめましたので、建築確認の申請に当たって、御参照いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ

京都市都市計画局建築指導部建築審査課

TEL 075-222-3616

FAX 075-212-3657

建築計画概要書記入上の注意事項

□ 第二面

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

- ・ 区域の規制内容については、許可、承認等の要不要、有無に関わらず記入またはチェックする。

[法 22 条区域、高度地区、景観地区、建造物修景地区、風致地区、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、自然風景保全地区、眺望景観保全地域、都市施設、土地地区画整理地区、宅地造成工事規制区域、下水道整備区域、地区計画、建築協定、特定用途地区、特定街区、高度利用地区など]

【6. 道路】

【イ. 幅員】

- ・ 4m 未満の二項道路、43 条ただし書き通路の場合は「4m」と記入する。

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

- ・ 43 条ただし書きの場合は通路に接する部分の長さを記入する。

【7. 敷地面積】

【ハ. 建築基準法第 52 条第 1 項及び第 2 項の規定による建築物の容積率】

- ・ 指定容積率と道路幅員による容積率の小さい方を区域ごとに記入する。

【ニ. 建築基準法第 53 条第 1 項の規定による建蔽率】

- ・ 建蔽率を区域ごとに記入する。

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

- ・ 複数地域に敷地がまたがる場合は、加重平均計算をした値を記入する。

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

- ・ 複数地域に敷地がまたがる場合は、加重平均計算をした値を記入する。角地緩和がある場合は緩和後の数値を記入する。

【チ. 備考】

- ・ 建蔽率緩和の適用、敷地面積の最低限度の規制などを記入する。

【12. 建築物の数】

- ・ 申請に係る建築物が 10 m²以下のものしかない場合は、その建築物の数を記入する（敷地内の他の建築物の数については、10 m²をこえるものの数を記入する。）。

【14. 許可・認可等】

- ・ 許可・認可等がある場合は当該許可・認可等の番号及び許可・認可等を受けた日付を記入する。
- ・ 「事前調査報告書」に手続き必要として記載あるもののうち、表 1 については必ず記入する。

【15. 工事着手予定年月日】

- ・ 確認日以降の日付を記入する。

【17. 特定工程工事終了予定年月日】

- ・ 中間検査対象の場合は記入する。

【21. その他必要な事項】

- ・ 型式部材等製造者認証を受けている場合は、番号を記入する。
- ・ 12 欄の建築物の数に記載されない 10 m²以下のものについて、面積及び用途を記入する。
- ・ 計画変更申請の場合は必ず変更の概要を記入する。

□ 第三面

《付近見取図》

- ・ 敷地の位置が特定し難い場合は交差点（あるいは目印になるもの）からの距離を記入する。

- ・ 著作権法上、閲覧に供しても支障のない地図を用い、出典を明示する。

（例）閲覧に供しても支障のない地図

・ 京都市所管の地形図

・ 京都府・市町村共同統合型地図情報システムの白地図

・ 国土地理院の地形図

《配置図》

- ・ 縮小コピー等で文字や寸法が読み取れないことのないようにする。
- ・ 建物の外形のみとし、室内の間取りは記載しない。

※確認時、概要書に誤記等により訂正がある場合は、正しい文字が記入されたものを新しく作成して提出していただくようお願いします。

※訂正箇所が 1、2 箇所、やむを得ず訂正する場合は、2 重線消しのうえ正しい文字を記入してください。訂正印は不要です。

※第三面に付近見取図及び配置図を貼り付ける場合は、割り印は不要です。